

○公募型プロポーザルに関する公告

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和2年8月18日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦

1 調達に付する事項

- (1) 委託業務名 令和2年度観光マップいばらき制作業務委託
- (2) 委託業務の内容 令和2年度観光マップいばらき制作業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和3年2月26日まで

2 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会に設置した審査委員会において、下記(2)の評価基準により審査（プレゼンテーションは実施しない）を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案内容を特定するための評価項目

①企画力	・明確なコンセプトによる企画提案となっているか。 ・業務の目的、内容を理解し、茨城県の観光誘客に結びつく方策を盛り込んでいるか。
②デザイン力	・デザインやレイアウトは、茨城県が作成する観光冊子やパンフレットと併用しやすいものとなっているか。また、読みやすいページ構成か。
③妥当性	・提案内容が業務の目的を達成するためにふさわしいものとなっているか。
④経済性	・適切な経費が見積もられているか。
⑤総合評価	・企画提案から受ける全体的な印象はどうか。

4 手続き等に関する事項

(1) 担当部局

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局
(茨城県営業戦略部観光物産課 宣伝誘客グループ)
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6
電 話 029-301-3622 (直通)
F A X 029-301-3629

(2) 公募に関する説明書の交付

ア 交付期間

令和2年8月18日(火)から令和2年8月26日(水)までの午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く)まで。

ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

イ 交付場所

上記(1)の担当部局に同じ。

ウ 交付方法

上記イにおいて直接交付又は下記URLからのダウンロード。

URL <https://www.ibarakiguide.jp/>

なお、直接交付を希望する場合は、上記(1)の受付窓口事前に連絡すること。

(3) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和2年9月1日(火)午後5時必着

イ 提出先 上記(1)の担当部局に同じ。

ウ 提出方法 持参又は送付(送付記録が残るもの)に限る。

5 その他

(1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(4) 採択された企画提案書の著作権は漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会と受託者が共同で保有する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) その他詳細については説明書による。